

旅行宿泊補助交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、一般財団法人埼玉県教職員互助会運営規則（昭和47年4月1日施行）第2条第1項第1号イの規定に基づき、一般財団法人埼玉県教職員互助会会員（以下「会員」という。）に対し実施する旅行宿泊補助事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅 行 個人的な旅行に限るものとする。個人的な旅行とは、公務外の旅行であり、複数名での旅行の場合、その職域の関係団体や職務上の所属によって旅行者を限定されない旅行とする。そのため、学校行事や公務等による旅行、職域の関係団体や所属所単位で計画された親睦・研修旅行等は含まない。ただし、学年・教科・係等を含む職員の有志による旅行はこの限りではない。
- (2) 宿 泊 宿泊料を受けて人を宿泊させる営業を行う施設（以下「旅館等」という）で、寝具を使用して宿泊することをいう。ただし、国外における宿泊もこれに準じる。

(事業の趣旨)

第3条 会員が個人的に旅行し、旅館等宿泊施設に宿泊した場合、請求に基づき宿泊料金の一部を補助することにより、会員の健康増進、元気回復を図り、もって勤務能率向上の一助とする。ただし、宿泊を伴わない旅行の場合（日帰り旅行等）は、この事業の対象としないものとする。

(補助額)

第4条 補助額は、3,000円とする。

(補助回数)

第5条 補助回数は、当該年度内につき、1回とする。

(請 求)

第6条 旅行宿泊補助を請求しようとする会員（以下「請求者」という。）は、旅行

宿泊補助請求書（様式第1号）を一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、総務事務システム（職員の人事、給与、サービス、福利厚生等の手続に関する事務処理を行うための情報システムをいう（対象となる職員の範囲については、総務事務システム事務処理要綱（教育局及び教育機関用）の例による）。以下同じ。）の対象となるべき会員については、総務事務システム添付書類送付票兼請求書を理事長に提出しなければならない。

（添付書類）

第7条 旅行宿泊補助請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）宿泊したことが確認できる請求者あての書類。この場合は、写しを認めるものとする。
- （2）請求者あて以外の領収書の場合にあっては、領収書のあて名の者が同行し、かつ請求者が自身の宿泊料金の負担をしたことを証明した同行者名簿（様式第2号）。この場合にあっては、領収書の写しを認めるものとする。

（添付書類の特例）

第8条 10名以上が参加した旅行や、領収書のあて名が団体名義となっている場合にあっては、前条に規定する同行者名簿のほか、当該団体の目的及び個人的な旅行であることを記載した申立書（様式は任意）を提出しなければならない。

- 2 旅行会社が発行する領収書で、宿泊の確認が困難である場合は、宿泊したことが確認できるパンフレット又は日程表等を添付しなければならない。

（その他）

第9条 その他必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年1月24日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から、平成24年3月31日までの適用については、東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）に宿泊した会員に限り、現地で1,000円以上のお土産を現金で購入した場合、第4条の補助額に、1,000円を加算して支給する。

補助額を加算は、平成23年7月1日から平成24年3月31日までの宿泊分について適用する。

- 3 補助額を加算して請求する場合は、お土産の購入金額が1,000円以上であることが確認できる「領収書もしくはレシート」（原本）を宿泊料金の証明書類に加え添付することとする。ただし、「領収書もしくはレシート」が複数枚により1,000円以上の場合は、認めない。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行し、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。